**○北海道開発局告示第百十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　北海道開発局長　本田　幸一

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　三笠都市計画道路事業三・三・一号岩見沢三笠通及び三・四・十号幾春別中央通

三　事業施行期間　自平成十二年十月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第百十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　北海道開発局長　本田　幸一

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・四十七号文教通

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十五年北海道開発局告示第百三十七号の事業地のうち、榎本町、滝沢町、見晴町及び高丘町地内において、事業地を変更する。

使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第百十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　北海道開発局長　本田　幸一

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・三百二号大野市街通

三　事業施行期間　自平成二十三年六月二十三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第百二十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　北海道開発局長　本田　幸一

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・八号中央通及び三・四・二号国道二百三十号線

三　事業施行期間　自平成十六年十月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第百二十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　北海道開発局長　本田　幸一

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　北見都市計画道路事業三・三・五号とん田通

三　事業施行期間　自平成二十一年八月十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第百二十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　北海道開発局長　本田　幸一

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画下水道事業函館湾流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十五年十二月十二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

# 官庁報告

## 官庁事項

**日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第四十五号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

平成二十八年三月一日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　熊本県天草市魚貫崎と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2)　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業。

2　操業の承認

規制海域において、平成二十八年五月一日から平成二十九年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。